デイサービスだんらん
指定地域密着型通所介護事業所運営規程
指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所運営規程

第1章　事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条　この規程は、株式会社しらかみ長寿の里が開設する指定地域密着型通所介護事業所及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所「デイサービスだんらん」（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保し、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護サービスを提供することにより福祉の増進と豊かで住みやすい地域社会づくりの推進を目的とする。

（運営の方針）

第2条

1　事業所の職員は、地域住民が要介護、要支援状態になった場合であっても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを支援する。また、支援状態の方については、要介護状態とならないための支援を行う。

2　事業所において提供する事業は、介護保険法並びに厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

3　事業の実施に当たっては、利用者である要介護、要支援者等の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

4　地域福祉の向上のため、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域包括支援センター居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6　事業所は、指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7　前6項のほか、「能代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成２４年能代市条例第２２号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第2章　事業所の名称等、職員の職種、員数及び職務内容

（事業所の名称）

第3条　事業を行う事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

（1）名　称　　デイサービスだんらん

（2）所在地　　秋田県能代市落合字古悪土１－２１７

（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者　　1名（常勤兼務1名）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに責務を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2） 生活相談員　1名以上（常勤兼務または非常勤兼務1名以上）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、通所計画の作成、居宅介護支援事業所等関係機関との連絡調整等を行う。

（3） 看護職員　1名以上（常勤兼務または非常勤兼務1名以上：機能訓練指導員兼務）
看護職員は、利用者の日々の健康状態を把握し、利用者の健康維持及び生活機能の維持改善に必要な看護・介護業務を行う。

（4） 介護職員　3名以上（常勤専従または常勤兼務、非常勤専従3名以上）
介護職員は、利用者の生活機能の維持改善に必要な介護サービスの提供、利用者の送迎を行う。

（5） 事務職員
事務職員は介護職員が兼務する。

第3章　営業日及び営業時間

（事業所の営業日及び営業時間）
第5条　事業所の営業日、営業時間及び休業日は次のとおりとする。

（1） 営業日　月曜日から土曜日までとする。
（2） 営業時間　営業時間は8時30分から17時30分とする。
（3） サービス提供時間　サービス提供時間は9時20分から16時20分とする。
（4） 休業日　日曜日及び12月31日から1月3日までとする。

第4章　指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの定員及び事業の実施地域

（利用定員）
第6条　事業所の利用定員は、18名とする。

（通常の事業の実施地域）
第7条　通常の事業の実施地域は能代市とする。

第5章　指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容

（指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容）
第8条　指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容は次のとおりとする。

1　指定地域密着型通所介護の内容
（1） 身体介護　入浴サービス、食事サービス、排泄介助、健康管理援助、送迎、生活機能の維持改善のための援助等
（2） 機能訓練ｻｰﾋﾞｽ　利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための個別訓練。
（3） ｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨ活動　教養娯楽、行事、レクリエーション等
（4） 利用者及び家族等に対する相談援助及び介護方法の指導

2　指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容
（1） 身体介護　入浴サービス、食事サービス、排泄介助、健康管理援助、送迎、生活

機能の維持改善のための援助等
（2） ｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨ活動　　教養娯楽、行事、レクリエーション等
（3） 利用者及び家族等に対する相談援助及び介護方法の指導

（サービス提供の留意事項）
第9条　指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの留意点は次のとおりとする。
（1） 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供にあたっては、次条に規定する通所介護計画等に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
（2） 通所介護従事者は、通所介護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
（3） 通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
（4） 通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助　等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。 特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（通所介護計画等の作成）
第 10 条　管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、家族等介護者の状況を十分に把握し、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等を個別に作成する。また、すでに居宅サービス介護計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画等を作成する。
2 管理者は、上記の通所介護計画等を作成、変更した際は、利用者又はその家族に対しその内容等について説明し、同意を得るものとする。
3 事業所の職員は、それぞれの利用者について、通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録し、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（衛生管理等）
第11条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
（1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第6章　利用料金等

第12条　指定地域密着型通所介護サービス及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護サービス及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスが法定代理受領サービスである場合は、その利用料のうち、各利用者の負

担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定める利用料金の他に次の各号に掲げる費用は利用者の負担とする。
① 昼食代　　1食あたり 480円（おやつ代含む）。
② おむつ代

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、記名押印を受けることとする。

第7章　サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）
第13条　利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。
（1） 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
（2） 火気の取り扱いに注意すること。
（3） けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
（4） その他管理上必要な指示に従うこと。

第8章　緊急時等における対応方法

（緊急時等における対応方法）
第14条　指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たる者は、サービス提供時に利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

（事故発生時の対応）
第15条
1　利用者に対する事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・当該利用者に係る居宅支援事業所・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

（非常災害対策）
第16条　事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

（利用者の同意）
第17条　事業所は、サービスの提供の開始に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項説明書を交付して説明を行い利用者又はその家族の同意を得ることとする。

（サービス提供困難時の対応）
第18条　事業所は、事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定地域密着型通所介護及び指

定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡を行う。

（居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携）

第19条　事業所は、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供の開始に当たっては、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センターその他保健医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連帯に務め、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めるものとする。

（守秘義務等）

第20条　事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の情報を漏らしてはならない。

２　事業所の職員であったものは、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、事業所の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を契約の内容とする。

（掲示）

第21条　事業所は、当該事業の運営規程の概要、職員体制等の重要事項を見やすい場所に掲示するものとする。

（研修の実施）

第22条　事業所は、全ての事業所の職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所の職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）　採用時研修　採用後1年以内

（2）　継続研修　　年1回以上

（苦情処理）

第22条　事業所の職員は、提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情窓口の設置等体制整備を図るための必要な処置を講ずる。

（身体拘束）

第24条　利用者の身体拘束は原則的に禁止とするが、本人及び他利用者の生命及び身体が著しく危険にさらされる恐れと判断された場合は本人と家族の同意を得てマニュアルに沿って行い、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（ハラスメント対策）

第25条　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害する恐れのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合にはサービス提供方法の見直し、その他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

（虐待防止に関する事項）

第26条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について事業所の職員に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

第27条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携）

第28条　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する市の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以降この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2　事業所は、指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

（その他留意事項）

事業所は、指定地域密着型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

2　この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社しらかみ長寿の里と事業者の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成20年11月　15日から施行する。

この規程は、平成24年　4月　　1日から施行する。

この規程は、平成24年11月　1日から施行する。
この規程は、平成26年　4月　1日から施行する。
この規程は、平成27年　4月　1日から施行する。
この規程は、平成27年　8月　1日から施行する。
この規程は、平成28年　1月　1日から施行する
この規程は、平成28年　4月　1日から施行する。
この規程は、平成28年10月　1日から施行する。
この規程は、平成30年　8月　1日から施行する。
この規程は、令和3年　4月　1日から施行する。
この規程は、令和3年　8月　1日から施行する。
この規程は、令和4年　4月　1日から施行する。
この規定は、令和4年　11月　1日から施行する。
この規定は、令和5年　1月　1日から施行する。
この規定は、令和5年　4月　1日から施行する。
この規定は、令和6年　4月　1日から施行する。
この規定は、令和8年　4月　1日から施行する。